

第 15 回 にいがた食の安全・安心審議会

- 1 基本計画と審議会のこれまでの経過 … p 1
- 2 食品表示法施行に伴うにいがた食の安全・安心基本計画の
文言修正について … p 2
- 3 にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について … p 4
 - (1) 施策の取組状況 … p 5
 - (2) 指標一覧 … p13
- 4 新潟県食品衛生法施行条例の一部改正について … p15

1 基本計画と審議会のこれまでの経過

	条例・基本計画の動き	審議会の動き	
17年度	平成17年10月 にいがた食の安全・安心条例 制定		
18年度	平成19年3月 にいがた食の安全・安心基本計画策定 (計画期間:平成19~24年度)	第1回審議会(6/12) 第2回審議会(7/13) 第3回審議会(10/24) 第4回審議会(1/15)	
19年度		第5回審議会(6/12)	
20年度		審議会委員改選 第6回審議会(7/30)	
21年度		平成22年1月 基本計画を一部改訂	第7回審議会(12/18)
22年度		審議会委員改選 第8回審議会(10/19)	
23年度		第9回審議会(10/19) 第10回審議会(2/16)	
24年度		審議会委員改選 第11回審議会(12/21) 第12回審議会(3/19)	
25年度	平成26年3月 基本計画を改定(計画期間:平成25~28年度)	第13回審議会(11/20)	
26年度		審議会委員改選 第14回審議会(11/12)	
27年度		第15回審議会(1/28)	
28年度			

2 食品表示法施行に伴うにいがた食の安全・安心基本計画の文言修正について

食品表示法

「食品を摂取する際の安全性」と「一般消費者の自主的かつ合法的な食品選択の機会」を確保するため、食品表示に関する3法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）から表示の部分を抜き出し、「食品表示法」として平成25年6月28日に制定され、平成27年4月1日から施行された。（所管は消費者庁）

（にいがた食の安全・安心基本計画37ページ用語解説から一部引用）

【食品表示法施行に伴う基本計画における文言修正事項】

○ 施策7 食品等の適正な表示の徹底

平成27年4月1日に食品表示法が施行されたことから「食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法（栄養表示基準のみ）」を「食品表示法」に修正する。

○ 用語解説 食品表示法

平成27年4月1日までに具体的な表示基準等が政令などで定められたことから、食品表示法が施行されたことを明示し、予定の記述を削除する。

頁	文言修正（案）	現行
21	<p>現状と課題</p> <p>近年、産地や食材の偽装など不適正表示の問題により、消費者の食品表示に対する関心はますます高まっています。</p> <p>食品表示は、消費者が食品を購入する際の大変重要な判断材料であり、<u>食品表示法</u>、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。</p> <p>（略）</p>	<p>現状と課題</p> <p>近年、産地や食材の偽装など不適正表示の問題により、消費者の食品表示に対する関心はますます高まっています。</p> <p>食品表示は、消費者が食品を購入する際の大変重要な判断材料であり、<u>食品衛生法</u>、<u>JAS法</u>（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、<u>健康増進法</u>、<u>景品表示法</u>（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。<u>（平成25年6月に食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示部分を一元化する「食品表示法」が成立しました。）</u></p> <p>（略）</p>

21	<p>県の実施内容</p> <p>1 各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発</p> <p><u>食品表示法や健康増進法、景品表示法</u>等の各種法律に基づく適正な表示や広告について、県や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会、説明会、セミナーなどを積極的に活用し、食品関連事業者への普及啓発を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>県の実施内容</p> <p>1 各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発</p> <p><u>食品衛生法やJAS法、健康増進法、景品表示法</u>等の各種法律に基づく適正な表示や広告について、県や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会、説明会、セミナーなどを積極的に活用し、食品関連事業者への普及啓発を行います。</p> <p>(略)</p>
35 37	<p>用語解説</p> <p>(略)</p> <p>食品表示法</p> <p>「食品を摂取する際の安全性」と「一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会」を確保するため、食品表示に関する3法（食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法の一部）から表示の部分を抜き出し、「食品表示法」として<u>平成27年4月1日から施行されました。</u></p> <p>(所管は消費者庁)</p>	<p>用語解説</p> <p>(略)</p> <p>食品表示法</p> <p>「食品を摂取する際の安全性」と「一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会」を確保するため、食品表示に関する3法（食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法）から表示の部分を抜き出し、「食品表示法」として<u>平成25年6月に制定されました。</u>（所管は消費者庁）</p> <p><u>施行は公布日（平成25年6月28日）から2年以内の政令で定める日とされており、具体的な表示基準は今後政令などで定められる予定です。（平成25年9月現在）</u></p>

3 にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

1 計画の期間、目的、成果

【計画期間】 平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間
(平成 18 年度計画策定、25 年度計画改定)

【計画の目的】 新潟県における食の安全・安心の推進

（ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」（にいがた食の安全・安心条例第 2 条）

【成果指標】（計画全体の達成度を測る指標）

新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる
県内外の住民の割合

※新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査により把握

問 新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 十分に行われていると感じている。 | } 1、2の合計を指標値とする。 |
| 2 ほぼ十分に行われていると感じている。 | |
| 3 どちらとも言えない。 | |
| 4 やや不十分だと感じている。 | |
| 5 不十分だと感じている。 | |

基準年

	計画策定前 (H18 年度)	計画改定前 (H24 年度)	(H26 年度)	最新値 (H27 年度)	目標値 (H28 年度)
県内	42.3%	55.0%	55.7%	54.3%	増加させる
県外（首都圏）	42.9%	50.6%	47.8%	46.1%	増加させる

2 計画に基づく施策の取組状況

13 の施策について取り組みました。

(各施策の 26 年度取組状況は 5～12 ページのとおり。)

3 取組指標の進捗状況

各施策の達成度の目安として設定した 24 の取組指標の 26 年度状況は次のとおりです。

- ・ 28 年度目標値を達成 … 7 指標
- ・ 基準年（24 年度）の値から増加 … 9 指標
- ・ 基準年（24 年度）の値から横ばい … 1 指標
- ・ 基準年（24 年度）の値から減少 … 7 指標

(各指標の状況は 13～14 ページのとおり。)

(1) にいがた食の安全・安心基本計画 施策の取組状況 (平成26年度)

視点1 安全で安心な食品の提供 ～見える安全～

施策1 安全で安心な農作物等の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全で安心できる農作物の生産技術の普及と開発	・にいがたクリーンランド戦略事業 ・植物防疫総合推進事業 ・植物防疫事業	耕種的防除や発生予測に基づいた必要最小限の防除等、総合的病害虫防除を推進した。	・啓発ポスター・チラシ作成・配布: ポスター4,900部、チラシ3,500部 ・予察情報の発行・10回	農産園芸
		地域ニーズ先端技術開発等	農薬や化学肥料を低減するための技術開発に取り組んだ。	研究課題数3課題	農業総務
2	環境保全型農業の推進	・にいがたクリーンランド戦略事業	・農薬や化学肥料を低減した特別栽培農産物等の取組・生産等を拡大した。 ・エコファーマーの認定を促進した。	・特別栽培農産物等面積: 78,121ha ・エコファーマー認定者数: 11,031人 (累積新規認定件数17,670人)	農産園芸
3	GAPの普及推進	にいがたクリーンランド戦略事業	安全・安心な農産物生産についてGAP手法(農業生産工程管理手法)の研修会を開催し、理解促進を図った。	・本庁:2回 ・農林振興部:30回 ・関係団体:2回	農産園芸
		きのこと栽培の技術向上に向けたセミナー、講習会等	GAP手法の先進事例について学ぶことで、安全・安心なきのこづくりに自発的に取り組むきっかけとした。	17回	林政
4	米トレーサビリティ法の普及啓発	米トレーサビリティ法に基づく点検指導等	米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達を徹底するよう点検指導を行った。	52店舗	食品・流通
5	有害土壌汚染物質(土壌中の残留農薬等)の除去、吸収抑制技術の開発	競争的資金活用産学官連携研究	土壌中の有害土壌汚染物質を吸収しにくくする土壌管理技術の開発に取り組んだ。	研究課題数2課題	農業総務

施策2 安全で安心な畜産物の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	家畜衛生管理技術等についての啓発・指導	家畜伝染病防疫対応強化推進事業	家畜の所有者や獣医師等の関係者を対象とした講習会を開催し、家畜衛生に関する知識の普及・啓発を図った。	6回	畜産
2	高度な衛生管理手法の導入のための啓発・指導、導入農場の認定	選んで安心「にいがた畜産」推進事業	HACCP方式による衛生管理手法の導入を推進し、導入農場の「畜産安心ブランド生産農場」認定を進めた。	245戸	畜産
3	動物由来感染症の検査、監視及び防疫体制の整備	悪性家畜伝染病危機管理対策強化事業	農場における高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施した。	45農場	畜産

4	と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく食肉衛生検査、BSE検査	計画に基づき、法に定められたと畜検査、食鳥検査を適正に実施した。 また、新潟県産牛の信頼確保のため、BSEスクリーニング検査を全頭実施した。	(県実施分) ・と畜検査数: 170,787頭 ・食鳥検査数: 8,358,592羽 ・BSE検査数: 1,405頭	生活衛生
5	牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力	牛肉の生産履歴等情報提供の推進	H15年度に、牛肉の情報公開システムの導入を支援した。 導入以降、H22年度も全農にいがたのホームページを通じて生産履歴等の情報公開システムを運用した。	取組生産者 JA:20JA 生産者:149名	食品・流通

施策3 安全で安心な水産物の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導	講習会、巡回指導等	漁業関係者に対する情報提供と技術指導を実施した。	15漁協	水産
2	高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援	・水産業強化対策事業 ・離島漁業再生支援交付金 ・新潟県農林水産業総合振興事業	漁業協同組合等による、高度な衛生管理に対応した荷捌き所整備(滅菌海水装置の導入、防暑設備の設置等)を支援した。	17箇所	水産
3	衛生管理型漁港の整備	水産物流通機能高度化対策事業	防暑施設、清浄海水導入施設・汚水浄化施設を整備した(能生・両津漁港)。	2港	漁港

施策4 安全で安心な加工食品の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及	事業者向け衛生講習会の開催、講師派遣	食品関連事業者を対象に食品衛生に関する講習を行った。	461回 16,982人	生活衛生
		営業者団体機関紙等による普及啓発	営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	4回 (食品衛生協会等)	生活衛生
2	飲食店や製造業・販売業等に対する監視指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ47,060回	生活衛生
3	加工食品の検査	食品衛生監視指導計画に基づく加工食品検査	計画に基づき、県内に流通する加工食品について添加物、微生物等の検査を行った。	823検体	生活衛生
4	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の普及	総合衛生管理製造過程承認施設に対する助言指導	関東信越厚生局と合同で承認施設に立入し、助言指導を行った。	新潟県所管の2施設	生活衛生

施策5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導				
	(1)添加物の適正使用の指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ47,060回	生活衛生
	(2)農薬の適正使用の指導	植物防疫事業	農薬販売・使用者等に対し、研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導した。	12回:1,112人	農産園芸
	(3)動物用医薬品の適正使用の指導	動物用医薬品の危機管理	農場を巡回し、動物用医薬品の適正使用と医薬品使用簿の記帳を指導した。	710農場 遵守割合100%	畜産
	(4)飼料の適正使用の指導	飼料の安全性確保	農場を巡回し、飼料の適正使用と飼料管理簿の記帳を指導した。	710農場 巡回割合100%	畜産
2	流通食品の検査	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査	市場流通食品等について、添加物や農薬、動物用医薬品等の検査を実施した。	823検体	生活衛生
		食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	国と協力し、残留農薬の一斉分析法の研究開発に取り組んだ。	検査可能な農薬・動物用医薬品数:407種	生活衛生
3	事業者による自主検査の促進	自主検査の推進	(公社)新潟県食品衛生協会と協力し、食品関連事業者が自主的に製品検査を行うよう指導した。	32,779検体 (新潟県食品衛生協会まとめ)	生活衛生

施策6 食品の放射能対策の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	食品等の放射性物質検査の実施	食品等の放射性物質検査	県内産・県外産のさまざまな食品を採取し、放射性物質検査を実施した また、給食食材、消費者が持ち込む食材、農地土壌についても検査を実施した。	県が採取した食品の検査 6,173検体	各課
2	検査結果及び検査体制等に関する情報発信	検査結果及び検査体制等に関する情報発信	検査結果を報道発表及び県ホームページに速やかに公表するとともに、メールマガジン、広報誌、店頭掲示板、出前講座、新聞広告等により検査体制等を情報発信した。	メールマガジン: 毎週 店頭掲示板: 年3回 出前講座: 2回 84人	各課

施策7 食品等の適正な表示の徹底

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発	食品衛生責任者実務講習会等における講習	食品衛生責任者実務講習会等において事業者に食品表示に関する講習を行った。	食品衛生責任者実務講習会 2,785人受講 (県実施分)	生活衛生
		栄養表示関係普及啓発	健康増進法に基づく栄養表示について、講習会等を行い、普及を図った。	延べ31回 1,977人	健康対策
		食品表示ウォッチャー研修会	食品表示ウォッチャー対し、表示制度に関する研修会を行った。	50人	食品・流通
2	広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発	食品衛生責任者実務講習会テキストの作成	食品衛生協会が食品衛生責任者を対象に行う実務講習会に用いるテキストに食品表示の内容を盛り込み、知識の普及を図った。	26年度講習会でテキスト使用 (3,790人受講)	生活衛生
3	食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発	食品表示に関する相談窓口の設置	消費者、事業者双方からの食品表示に対応する相談窓口を設置し相談に応じた。	・本庁:4 ・農林振興部:14 ・保健所:12 ・県消費生活センター ・(新潟市保健所)	4課
4	不適切な食品表示についての改善指導	食品衛生法に基づく食品表示の改善指導	食品衛生法の基準に合わない表示について事業者に改善指導を行うとともに、行政処分等を行った件については違反者名を公表した。	1件	生活衛生
		JAS法に基づく表示の改善指示	JAS法に基づき、食品の不当表示について改善指示を行った。	0件	食品・流通
		栄養表示関係相談指導(不適正表示の改善指導)	健康増進法に基づく栄養表示について、不適正表示への改善指導を行った。	不適正表示改善指導 延べ5件	健康対策
		景品表示法に基づく不当表示の改善指導	景品表示法に基づき、食品の不当表示について改善指示を行った。	・指示等 0件 ・注意等 16件	消費者行政
5	販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施	〈食品衛生法〉 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	全体:47,060回 (主な内訳) ・広域流通食品製造施設:1,925回 ・大規模販売施設:6,607回	生活衛生
		〈JAS法〉 各地域機関が策定する巡回点検指導計画に基づく点検指導	計画に基づき、食品販売店等でJAS法に基づく食品の品質表示の点検指導を実施した。	86店舗	食品・流通
		食品表示ウォッチャーによる表示調査	県民から公募した食品表示ウォッチャーから、食品販売店での表示状況について調査いただいた。	1,306店舗 110人	食品・流通

施策8 危機管理体制の整備

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	食品関連事業者に対する危機管理体制の整備の啓発	食品衛生責任者実務講習会等における講習	食品衛生責任者実務講習会等において事業者健康被害の苦情対応について講習を行った。	食品衛生責任者実務講習会 2,785人受講 (県実施分)	生活衛生
2	食品等に起因する健康被害発生時の調査と被害拡大防止措置	・食中毒調査 ・不良食品調査	食品等に起因する健康被害事例が発生した場合、関係機関と連携し、迅速かつ的確に調査を行うとともに被害拡大防止を図った。	県が食中毒と断定した件数:20件 (H26年1-12月)	生活衛生
3	危害情報の積極収集と消費生活センター等との連絡体制の確保	苦情相談窓口の連携強化	健康被害のおそれのある食品についての苦情は、保健所等専門機関へあつせん又は情報提供するようにした。	県センター受付件数:28件 (うち保健所あつせん16件)	消費者行政
		危害情報の申出の受付窓口や制度の周知	危害情報の申出制度をホームページで紹介	ホームページ掲載中	生活衛生
4	緊急時の迅速かつ的確な情報発信	健康危機事案発生時の迅速な公表	健康危機事案の発生時は、県民に速やかに周知するため、プレスリリースを行うとともに、県ホームページに情報を掲載した。	食中毒事件公表:14件 その他:9件	生活衛生
5	原因究明のための検査体制の整備	食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	・リアルタイムPCR法による便からのグドア遺伝子の検出方法を検討した。 ・食品からのノロウイルス検出法とした新たに示された検出法の試薬等を整備した。	保健環境科学研究所で検討・整備	生活衛生
		民間検査機関との情報交換等	民間検査機関団体の研修会に出席し、情報交換を行った。	実施なし	生活衛生
6	健康危機管理対応研修の実施	健康危機管理対応研修の実施	保健所等の担当職員を対象に健康危機管理対応研修を実施し、職員のスキルアップを図った。	1回	生活衛生

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立 ～知る安心～

施策9 県からの情報発信の強化

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	インターネットによる情報発信	ホームページ「いいがた食の安全インフォメーション」	ホームページにより、食の安全・安心に関するさまざまな情報を発信した。	トップページアクセス・・・60,149回	生活衛生
		メールマガジン「いいがた食の安全・安心通信」	食の安全・安心に関するさまざまな情報を盛り込んだメールマガジンを毎週配信した。	登録者数1,115人	生活衛生
2	マスメディアや広報紙などを活用した情報発信	広報媒体を活用した県民への情報提供	新聞、テレビなどマスメディアを活用した広報を行った。	・新聞9回 ・テレビ6回	生活衛生
			放射性物質検査結果や食中毒等の健康危機事案の発生等について報道発表を行った。	年間約270回	生活衛生
			営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	4回 (食品衛生協会等)	生活衛生
3	食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信	ノロウイルス情報等の連続的な配信	冬期にノロウイルス情報、夏期に腸炎ビブリオ情報を作成し、メール、FAXなどにより関係者にタイムリーな情報を配信した。	・ノロウイルス情報(11～3月:10回) ・きのこと情報(9～11月:12回) ・腸炎ビブリオ情報(7～9月:6回)	生活衛生
4	食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信	店頭掲示板による情報提供	スーパーマーケット等の協力を得て店頭に掲示板「いいがた食の安全インフォメーション」を設置し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	協力店196店舗 情報更新16回	生活衛生
5	講習会による情報発信	食品安全に関する講習	食品関連事業者や消費者を対象に食中毒予防等のテーマで講習を行った。	461回、16,982人(内訳) ・事業者向け296回10,426人 ・消費者向け69回3,348人	生活衛生
		食品表示ウォッチャー研修会	食品表示ウォッチャー対し、表示制度に関する研修会を行った。	50人	食品・流通
6	県外住民への情報発信	アンテナショップ等からの情報発信	アンテナショップ「表参道・新潟館ネスパス」(東京都)のホームページ等により、新潟県産食品の安全・安心に関する取組を紹介。	・ホームページ ・フリーペーパー	生活衛生
		全国食品安全自治ネットワークへの参加	ネットワークを通じて全国の自治体と情報交換を図るとともに、ネットワークのホームページにより新潟県の取組を発信した。	会議:10月	生活衛生

施策10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信	店頭掲示板による情報提供(再掲)	スーパーマーケット等の協力を得て店頭に掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」を設置し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	協力店196店舗 情報更新16回	生活衛生
2	農業体験を通じた消費者への情報提供	グリーンツーリズムの推進	農業体験など生産現場に直接消費者が触れる取組を支援した。	学童等体験活動 参加者数 224,082人・日	地域農政推進
3	県ホームページを活用した自主回収情報の公開	食品回収情報の提供支援事業	事業者からの自主回収報告に基づき、県ホームページに自主回収情報を掲載し、情報提供を支援した。	26件	生活衛生
4	消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供	食について学べる施設等のホームページでの紹介	食について学べる県内の施設及び消費者の見学を受け入れている食品メーカーの検索窓口をホームページに掲載した。	ホームページ掲載中	生活衛生
5	米トレーサビリティ法に基づく消費者への情報提供について	米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達の推進	消費者への米の産地情報の伝達が円滑に行われるよう、事業者に対し巡回点検指導を行うとともに、普及啓発を図るため県のホームページに制度の紹介を掲載した。	巡回点検実施 52店舗	食品・流通

施策11 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるイベント等の開催	食の安全・安心意見交換会	食の安全・安心に関するテーマで、消費者、事業者、行政による意見交換会を開催した。	23会場 延べ2,308人参加	生活衛生
2	にいがた食の安全・安心審議会の開催	にいがた食の安全・安心審議会	にいがた食の安全・安心条例及び基本計画の見直しと、基本計画の進捗状況の点検等を行った。	1回開催	生活衛生
3	関係団体や消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援	食の安全・安心講演会の開催	身近な食品の表示や安全性についての講演会を開催し、食品表示等に対する消費者への啓発を行った。(新潟県生活協同組合連合会への委託事業)	県内3会場で実施 214人が参加	消費者行政
		食の安全・安心出前講座	事業者や学校等からの希望に応じて職員を派遣し、食の安全・安心に関する出前講座を実施した。	13回派遣	生活衛生
4	条例に基づく施策の申出制度の普及	施策の申出の受付窓口や制度の周知	施策の申出制度をホームページで紹介	ホームページ掲載中	生活衛生

施策12 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	食の安全・安心に関する知識の普及	調理師再教育事業	県調理師会に委託し、県内調理師への講習として食品衛生学を講義した。	延べ10会場 313人	健康対策
		健康づくり支援店ホームページ掲載	健康にいがた21ホームページに健康づくり支援店の紹介を行った。	2,087店 (H27.3月末現在)	健康対策
2	食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進	学校給食における地場産農林水産物の使用食品数調査	地場産農林水産物の使用食品数を食材数ベースで調査した。	使用割合:36.0% (10校抽出、年10日間、6月と11月の各5日間) (H25値)	保健体育
		ごはん食推進講演会	米を中心としたバランスの良い日本型食生活等の重要性について理解促進を図るため、県内の児童等を持つ保護者を対象に、ごはん食の推進を内容とする講演会等を支援した。	3回 延べ103人	食品・流通
		水産業に対する理解の促進	漁業者や漁業関係団体が開催する「さかなまつり」等のイベント及び水産教室、料理教室について、支援・協力を行った。	59回	水産

施策13 食の安全・安心に係る人材の育成

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など (26年度)	担当課
1	食品衛生指導員の養成及び継続教育	食品衛生指導員の養成及び継続教育	(公社)新潟県食品衛生協会に協力し、指導員の養成講習及び継続教育を実施した。	30回2,187人	生活衛生
2	食育ボランティアの活動支援	食育ボランティアの登録	食育ボランティアの募集、登録を行い、名簿を作成した。県内の小学校・公民館など、関係機関に配布し、その活動実績をとりまとめた。	登録数 個人63人、 9団体(2,496人)	食品・流通
3	にいがた食の安全・安心サポーターの設置	にいがた食の安全・安心サポーター設置事業	食に関する高度な知識のある方を食の安全・安心サポーターとして委嘱し、正しい知識の普及に協力いただいた。	サポーター 31人委嘱	生活衛生
4	食品衛生監視員のHACCPに関する指導力強化	食品衛生監視員のHACCP研修	国が開催するHACCPに関する研修会に食品衛生監視員を派遣し、他の監視員に伝達講習を実施した。	職員2人派遣	生活衛生
			県と新潟市が合同で食品衛生監視員を対象にHACCPシステムに係る講習会を実施した。	実施なし	生活衛生
5	農薬管理指導士の確保・育成	植物防疫事業	適切な農薬販売・使用に関する知識を有する者として「農薬管理指導士」を養成した。	2,772人	農産園芸

(2) にいがた食の安全・安心基本計画（平成26年3月改定） 指標一覧

成果指標 計画全体の目的の達成度を測る

指標名		基準年			目標値 (28年度)	※	
		計画策定前 (18年度)	計画改定前 (24年度)	26年度値		進捗 状況	担当 課
新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合	県内	42.3%	55.0%	55.7%	増加させる	→	生活衛生
	首都圏	42.9%	50.6%	47.8%	増加させる	↓	生活衛生

※)進捗状況の凡例
 ○:目標値(H28)を達成 7 指標
 ↑:基準年(H24)から増加 9 指標
 →:基準年(H24)から横ばい 1 指標
 ↓:基準年(H24)から減少 7 指標

取組指標 施策ごとの達成度を測る

施策	No	指標名	基準年			目標値 (28年度)	※	
			計画策定前 (18年度)	計画改定前 (24年度)	最新値 (26年度)		進捗 状況	担当 課
な① 安全 な農 産物 の推 進	1	特別栽培農産物等面積 ※県内耕地面積(田畑計):173,900ha(H23)	16,064ha	76,759ha	78,121ha	85,000ha	↑	農産園芸
	2	エコファーマー累積新規認定件数 ※県内販売農家数:66,601戸(H22.2.1)	3,846人	17,010人	17,670人	20,000人	↑	農産園芸
な② 畜産 の推 進	3	家畜衛生に関する講習会の開催回数	—	6回	6回	6回	○	畜産
	4	畜産安心ブランド生産農場の認定戸数	142戸	241戸	245戸	280戸	↑	畜産
な③ 水産 の推 進	5	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数 ※県内荷捌き施設保有漁港数:25(H22)	4箇所	15箇所	17箇所	16箇所	○	水産
	6	衛生管理型漁港の整備港数	1港	2港	2港	3港	→	漁港
な④ 加工 食品 の推 進	7	飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数の年間達成率 ※県食品衛生監視指導計画で、業種ごとに年間回数を設定。対象延べ業種数:39,324(H25)	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
	8	加工食品の検査件数の年間達成率 ※県食品衛生監視指導計画に基づく微生物・理化学検査(放射性物質検査は除く)	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
品薬、 使用、 飼動物 の底 底適 正薬	9	広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率 ※県食品衛生監視指導計画で、業種ごとに年間回数を設定。対象延べ業種数:1,067(H25)	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
	10	農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,272人 (H20年)	1,119人	1,112人	1,200人	↓	農産園芸
⑥ 放射 能 対 策 の 推 進	11	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合 ※県民意識調査で把握	23.6%	35.2%	34.7%	50%	↓	生活衛生
	12	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	71,785	60,149	200,000	↓	生活衛生
	13	メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,084人	1,115人	1,500人	↑	生活衛生
	14	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数(年間)	—	14回	16回	20回	↑	生活衛生

施策	No	指標名	基準年			※		
			計画策定前 (18年度)	計画改定前 (24年度)	最新値 (26年度)	目標値 (28年度)	進捗状況	担当課
⑦ 食品等の適正な表示の徹底	再9	広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	—	100%	100%	100%	再	生活衛生
	15	食品衛生責任者実務講習会受講率(県所管分)	96%	97.4%	93.8%	100%	↓	生活衛生
	16	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	1,276店舗	1,306店舗	1,200店舗	○	食品・流通
※対象店舗数:9,614 (H19経済産業省 商業統計表 飲食物品小売業等事業所数)								
⑧ 制管の理危機整備	17	健康危機管理に関する研修受講率(年間)	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
※食品の健康危機管理に対応する県の機関:保健所、県生活衛生課等								
⑨ 県からの情報発信の強化	再11	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.2%	34.7%	50%	再	生活衛生
	再12	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	71,785	60,149	200,000	再	生活衛生
	再13	メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,084人	1,115人	1,500人	再	生活衛生
	再14	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数(年間)	—	14回	16回	20回	再	生活衛生
⑩ 業者への食の安全に関する情報提供の推進	再14	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数(年間)	—	14回	16回	20回	再	生活衛生
	18	学童等体験活動参加者数(中山間地域における農山漁村体験=グリーン・ツーリズム誘客数)	87,418人・日(H16年)	201,903人・日	224,082人・日	24万人程度	↑	地域農政
⑪ 関連消費事業者、理解者の推進	19	食の安全・安心に関する講習を「非常に有意義」と評価した利用者の割合(年平均)	—	38%	31%	50%	↓	生活衛生
	20	食品に関する苦情などが気軽に相談できると感じる県民の割合	20.5%	23.4%	25.7%	30%	↑	生活衛生
※県民意識調査で把握								
⑫ 安心した食育の推進	21	食育ボランティア登録数	165人	2,732人	2,559人	3,000人	↓	食品・流通
⑬ 食の安全・安心に係る人材の育成	再21	食育ボランティア登録数	165人	2,732人	2,559人	3,000人	再	食品・流通
	22	にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	—	約4,400人	6,765人	10,000人	↑	生活衛生
	23	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	89%	73%	82%	100%	↑	生活衛生
	24	農薬管理指導士認定者数	3,973人(H20年)	4,677人	2,772人	4,300人	↓	農産園芸

4 新潟県食品衛生法施行条例の一部改正について

〈経緯〉

時 期	内 容
平成 26 年 5 月 12 日	「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」厚生労働省が一部改正
平成 27 年 3 月 26 日	「新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」を県議会にて可決 ・ 食品営業者が守るべき管理運営基準に、これまでの基準とは別に HACCP を用いる場合の基準を新設し、営業者はいずれかの基準を守るという規定に変更 ・ ノロウイルス対策として、おう吐物の処理に関する基準の追加及び、農薬混入事案を踏まえた営業者から保健所への報告義務を追加
3 月 31 日	改正された条例を公布 (施行は一部を除いて 7 月 1 日から)

HACCP（ハサップ）

安全な食品を製造するための衛生管理の手法です。

正式名は「Hazard Analysis and Critical Control Point」といい、「危害要因分析と重要管理点」などと訳されます。

この手法は、1960 年代に安全な宇宙食を製造するためにアメリカで考案されました。

従来の手法では、最終製品の検査により安全性を保証しようとしていましたが、宇宙食のようにほぼ 100%の安全性の保証が求められる場合、極めて多くの製品検査が必要となり、作った製品の大多数を検査で使ってしまうという問題がありました。

そこで、原材料から最終製品に至る各工程で微生物汚染や異物混入等の危害要因を分析し、特に重要な工程を連続的に管理することにより、製品検査に頼らずに一つ一つの製品の安全性を保証する手法として、HACCP が考案されました。

1990 年代にコーデックス委員会という国際機関から「HACCP システム適用のためのガイドライン」が示され、各国で導入が進められています。

(にいがた食の安全・安心基本計画 40 ページ用語解説から引用)

○ にいがた食の安全・安心基本計画との関係

「施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進」において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の普及を県の取組内容として規定している。